

## 記入例

## 【フォローコールサービス】ヒアリングシート

申込日 2023年5月17日

企業名	株式会社ファーストペンギン ※必ずご捺印ください 	販売者ID	testinfotop
氏名	印穂 太郎	※法人の場合、氏名は担当者名をご記入ください。	

## ■商品選択 (□にチェックを入れてください)

<input checked="" type="checkbox"/> 全商品	全商品希望
<input type="checkbox"/> 商品を指定	※「商品を指定」を選択された場合はこちらに商品IDを記載してください。

■架電開始・終了時期 **※必須**

開始時期 : 23年6月1日の時点で架電対象となる注文から架電開始希望

終了時期 : 26年5月31日の時点で架電対象となる注文で架電終了希望

【必ずお読みください】

※本サービスは数日～数ヶ月単位でれます。

※終了時期を未記入でお申込みいただいた場合、停止のご連絡をいただくまで、対象注文がある限り発信を行います。

※開始時期は、本日より未来の日付でお願いいたします。

■架電対象 **※必須**

複数回払いのご注文がある場合、

分割2回目以降も継続して架電を 希望する · 希望しない ※どちらかにチェックmarkを入れてください■ホットライン（電話番号・連絡可能時間帯(曜日)・担当者名）**※必須**

電話番号 : 050-3490-4902

連絡可能時間帯 : 10時～18時まで

連絡可能曜日 : 平日のみ · 平日祝祭日ともにOK ※どちらかにチェックmarkを入れてください

担当者名 : 印穂 様宛

■ご請求方法・ご請求書送付先 **※必須**ご請求方法 : 売上から相殺 · 銀行振込 ご ※どちらかにチェックmarkを入れてください

請求先 宛名 : 株式会社 ファーストペンギン

メールアドレス : fcs@infotop.co.jp

ご住所（銀行振込の方は必須）: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-7-30 フロンティアグラン西新宿8階

■当該商品の購入者層 **※任意**

架電対象商品の購入者層をご教示ください。（例：30～40代の男性が中心 等）

※不明な場合は記載せずご提出ください。

■備考欄（発信対象外の購入者がいる場合や発信時のカスタマイズ希望があれば記載してください） **※任意**

※特に記載せずに提出ください

## フォローコールサービス利用規約

フォローコールサービス申込者（以下、甲という）は株式会社インフォトップ（以下、乙という）に対し、次のとおり乙の決済システムを利用して甲の商品を購入した者（ただし、海外在住者を除く。以下、購入者という）に向けて、入金を促すフォローコールサービス（以下、FCSという）を行い、成約率の向上を図るためのサービスを申込む。

### 第1条（委託業務）

甲は、乙に対して、購入者の支払い形態に応じて、以下の業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

#### ①銀行振込・コンビニ一括払い

注文から1週間経過しても入金のない購入者に入金について確認の電話を行う

#### ②銀行振込分割払い

支払い期限の前後1週間の購入者に、支払いを忘れてないか確認の電話を行う

#### ③月額課金サービス

クレジット決済がエラーになり、サービスから強制退会になりそうな購入者にカード情報の確認をいただくよう電話を行う

#### ④クレジット複数回払い

クレジット決済がエラーになり決済が停止しそう、もしくは既に停止してしまった購入者に、今後の支払いに関する確認の電話を行う

### 第2条（委託料等）

#### 1 本契約の委託料は下記で定める。

##### ① 1コール当たりの費用

1コール当たりの委託料は500円（消費税抜）とする。なおコールのみで購入者と通話できなかった場合、購入者の電話が通話圏外であった場合、購入者の留守番電話に接続された場合（この場合、乙は購入者に用件、改めて連絡する旨をメッセージとして残す）は、乙は最大3回まで再発信するものとする。

ただし購入者と通話できなかった場合でも、「現在使われておりませんガイドンス」「通信機器の故障によるガイドンス」「ご注文頂いたお客様と関係がない方につながった場合」は、乙は再発信をしないものとする。

##### ② 成果課金

乙が発信し、購入者、購入者の家族もしくは購入者の留守番電話に接続でき、かつ期限内に対象注文の支払がなされた場合、支払われた額の20%（消費税抜）を委託料とする。

2 乙は当月の委託料を、乙の甲に対する次々月支払の報奨金より相殺することにより、処理するものとする。ただし甲が銀行振込での委託料の支払を希望する場合は、乙の指定した口座に、請求書送付日から一週間以内に振り込むものとする（振込手数料は甲負担）。

3 本件業務の遂行に通常発生する実費は乙が負担するものとする。

### 第3条（報告）

乙は、月初7営業日目に、前月分の発信結果レポートと請求書を、登録された甲のメールアドレス宛に送付する。

### 第4条（通知義務）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面により通知しなければならない。

#### ① 法人の名称又は商号を変更するとき

#### ② 振込先指定口座を変更するとき

#### ③ 代表者を変更するとき

#### ④ 本店、主たる事業所の所在地又は住所を変更するとき

### 第5条（再委託）

乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に対し再委託することができるものとする。

### 第6条（解除）

1 甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

#### ① 本契約の一つにでも違反したとき

#### ② 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

#### ③ 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき

#### ④ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき

#### ⑤ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき

#### ⑥ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

#### ⑦ その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

2 前項各号に当てはまらない場合でも、甲又は乙は解約日の5営業日前までに相手方の指定した方法により書面で通知することによ

り、本契約の全部又は一部を解除することができる。

#### 第7条 (守秘義務)

- 1 甲及び乙は本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。
- 2 前項の守秘義務は、情報が以下のいずれかに該当する場合には適用しない。
  - ① 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
  - ② 第三者から適法に取得した事実
  - ③ 開示の時点で保有していた事実
  - ④ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

#### 第8条 (損害賠償責任)

甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他 の実費を含むが、これに限られない。）を賠償しなければならない。

#### 第9条 (支払遅延の場合の取り扱い)

甲が銀行振込での委託料の支払を希望する場合は以下のように取り扱う。

- ① 甲が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%（年365日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。
- ② 支払日の月末までに、甲が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、支払日の次月支払の報酬金と、本契約に関する甲の未払い分の金銭を相殺するものとする。支払い日の次月支払の報酬金が相殺する金額に満たない場合は、次々月にて再度相殺を行い、それでも相殺できない場合は再度請求書にて請求するものとする。

また、支払日の次々月で相殺できなかった場合は支払が完了するまでFCSを一時的に停止することとする。

#### 第10条 (不可抗力)

本件業務の遂行が甲又は乙の責に帰すべからざる事由により不能（一部不能を含む。）又は履行遅滞となった場合に生じた損害については、相互に賠償責任を負わない。

#### 第11条 (契約期間)

1 本契約の有効期間は、別紙【フォローコールサービス】ヒアリングシートで定めた期間とする。なお、【フォローコールサービス】ヒアリングシートで終了時期を記入しなかった場合の有効期間は、開始時期より1年間とし、終了時期の5営業日前までに甲又は乙から解除の申し入れが無い場合は、さらに同一条件にて1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

2 乙が期間延長を希望する場合は、期間終了の5営業日前までに甲の指定した宛先に書面で通知することにより、期間の延長をすることができるものとする。

#### 第12条 (契約終了後の処理)

- 1 甲及び乙は、本契約が終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを清算するものとする。
- 2 乙は、本契約が終了した場合、直ちに本件業務を中止し、甲に対して事務の引継ぎを行い、本契約に基づき預託・貸与された事務処理マニュアル等の物品（本契約に基づき提供されたデータ類及びこれらが記録された電子媒体等を含む。）を、速やかに甲の指示に基づき返還ないし破棄するものとする。

#### 第13条 (反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること
- 2 甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

#### 第14条 (協議解決)

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

#### 第15条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上